

# 戦後日本における「教育勅語」廃止論争についての一考察 †

## — 公民教育刷新委員会と教育刷新委員会を中心に —

渡邊 弘\*・駒場 一博\*\*

宇都宮大学教育学部\*

宇都宮市立上戸祭小学校\*\*

明治後期の改正教育令(明治13年)の公布以来、わが国の学校教育において筆頭教科であった修身科の授業は、1945年(昭和20)12月31日に連合国軍総司令部(GHQ)によって出された四大指令の一つ「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」によって停止された。

これに先立ち、同年11月、文部省に公民教育刷新委員会が設けられて、道徳教育にかかわる自主的改革の歩みが起こされており、「道徳と知識との結合」を重視した新しい公民教育が構想されていた。だが、占領軍の指導の下で、翌1947年(昭和22)年度以降、新学制のもとで社会科に移行した。このことは、その後の社会科と道徳教育との関係を不明瞭のものとする結果を招いたと考えられる。当時、このように十分な検討がされたとは必ずしも言えず、曖昧なまま玉虫色のまま終息した特徴的な議論の一つが、ここで取り上げる「教育勅語」(正式には「教育ニ関スル勅語」)廃止の問題である。とくに本論では、公民教育刷新委員会と教育刷新委員会において行われたこの「教育勅語」をめぐる論争を中心に考察する。

キーワード：教育勅語、公民教育刷新委員会、教育刷新委員会、森戸辰男

### 1 公民教育刷新委員会と修身教育

1945年(昭和20)11月1日、文部省は省内に自主的に公民教育のあり方を諮問するために、公民教育刷新委員会を設置した。戸田貞三委員長(東京帝国大学文学部教授)のもとに、大河内一男、田中二郎、和辻哲郎ら約20名からなる委員によって構成された。

同委員会は、12月22日に第1号答申を、29日に第2号答申を出して公民教育構想を提示し

た。

第1号答申では、修身科を統合した「公民科」による道徳教育の実施を提言している。一方第2号答申では、学校教育における公民教育の具体的な指導内容について、「普遍的一般的原理に基づく理解の徹底」、「合理的精神の涵養」「科学の振興と国民生活の科学化」などの6つの根本方向を示した。

同答申は、政治・経済・社会の内容を、学校—家庭—社会—国家—世界への拡大的関連の中で認識させようとする公民科像や総合的な社会認識をめざす公民教育の方向性を示している。だが、公民教育刷新委員会は、「わが国民教育が教育に関する勅語の趣旨に基づく限り公民教

† Hiroshi WATANABE\*, Kazuhiro KOMABA\*\*: A Thought of Argument on "Imperial Edict on Education" in Japan right after 1945

\* Faculty of Education, Utsunomiya University

\*\* Kamitomatsuri Elementary School

育もまたその立場に立って行はるべきであるのは言ふまでもない」<sup>1)</sup>として戦前の修身科に代わるものとして、「公民科」を位置づけていた。つまり、古い修身教育を批判し、否定したけれども、修身科が担った道徳教育の領分を斥けたのではなかったのである。答申は次のように述べている。

道徳ハ元来社会ニ於ケル個人ノ道徳ナルガ故ニ、「修身」ハ公民的知識ト結合シテハジメテ其ノ具体的な内容ヲ得、ソノ徳目モ現実社会ニ於テ実践サルベキモノトナル。従ツテ、修身ハ「公民」ト一本タルベキモノデアリ、両者ヲ結合シテ「公民」科ガ確立サルベキデアル。<sup>2)</sup>

この公民教育構想は日本側の独自の主体的努力によるものであった。

注目すべきことは、この答申の発表(12月22, 29日)後、GHQは迅速な教育改革を図り、1945年(昭和20)10月から12月にかけて教育に関する「四大指令」を発し、「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」(同年12月31日)によって、修身科はその授業停止と教科書の回収、教科書の書き換えを命じた事実である。

文部省は、公民教育構想に基づき「教師用書」の作成計画を立てることを決定した。だがCIE(民間情報教育局)は、これを修身科教科書の書き換えを命じた指令に違反するものとして認可しなかった。1946年(昭和21)2月、修身および公民の教科書は作成しないとの方針が両者間で確認され、暫定的に公民教師用書の作成が容認された。

文部省の作成主任は、『国民学校公民教師用書』が青木誠四郎、『中等学校・青年学校公民教師用書』が勝田守一であった。『国民学校公民教師用書』(1946年9月10日、文部省)により、公民科における道徳教育の位置づけを見て

みる。

まず序論の冒頭近くで「新しくこれまでの修身教育に代わって、これからやってゆかうとする公民科教育」<sup>3)</sup>といい、公民科は修身科に代わる教科であることを明らかにしている。

次に「一方これまでの修身教育がともすると、現に人が生活している社会について理解させ、そこで正しく行動することを、ゆるがせにした傾きのあったことにたいしても深く反省しなければならない。国民の国家とのつながりはもちろん重く見なくてはならない」<sup>4)</sup>と述べ、修身科の欠点は個人の身の回りの社会生活をおろそかにしていることであって、いたずらに愛国心ばかりを強調したことにあるとしながらも、国家と個人のつながりを軽視することは問題であるとしている。

さらに、第1部「公民科教育の目的、その一般指導方針および指導法」の書き出しで、公民科の教育は一人一人のその住んでいる社会の共同生活のよき一員として欠くことのできない性格を育てると同時に、その生活に必要な知識や能力を養っていくことを目ざしていると言い、ただ言葉だけで学ばせるのでは、十分な効果を期待することはできないのであり、行ふことで学ばせる」<sup>5)</sup>ことこそ本当に身についた知識を学ぶ原則であると説明している。

さらに、「何よりも大切なのは、この教育をしてゆく場所であり、児童や生徒の生活の場所でもある学校の生活が、全体として、公民的な生活を実行してゆくに相応しい場所になっていなければならないということである」<sup>6)</sup>と、日常生活全般と学習環境を重視する必要性を訴えている。

そして、具体的な実践指導として「生活の実際の動き、すなわち実践を指導してそれによって公民として欠くことのできない生活の仕方を作れる一方、また、これによって公民的な良識を養ってゆくことを考えなくてはなるまい。そこでこのような考え方から出てくる実践指導の方法とし

て、児童や生徒の日常の生活の仕方や態度を指導しようとする生活指導と、その一つの形ではあるが、とくに、とりあげてみることのできる自治の訓練とをあげることができる。」<sup>7)</sup>と、民主主義国家の公民としてふさわしい生活習慣を形作るという実践指導法を提示している。

知識や言葉で満足するのではなく形式主義といわざるを得ず、どうしても「生活の仕方や態度を形作るには、生活の動きそのものを指導することが必要である」というのである。<sup>8)</sup>

ただし、青木と勝田のグループは、「編纂委員会」の助言を受ける一方で研究を重ね、草稿を執筆、英訳してCIEの係官に提出して修正を受ける手続きをとった。完成した『公民教師用書』はCIEに高く評価された。

つまり、教育勅語の擁護と、修身と統合した公民科の設立を提唱した「公民教育刷新ニ関スル答申」は、日本側の主体的な取り組みであった。一方、CIEとの共同作業で答申を具体化した『公民教師用書』は、プラグマティズムの発想による道徳教育を基調としていた。

1946年(昭和21)8月に社会科の導入が決定されて以降、CIEと文部省の関心は学習指導要と社会科教科書の編纂へと移行していく。公民教育構想は、教科としての修身科に代わる新たな教科としての目的、内容、方法などの十分な検討をせずに社会科へと移行していったといえる。

## 2 教育刷新委員会の論議

1946年(昭和21)8月10日、「教育刷新委員会」<sup>\*</sup>が内閣総理大臣のもとに設置された。同委員会は教育に関する重要事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に建議することを目的とした。

\*教育刷新委員会

1946年(昭和21)8月10日、教育刷新委員会(昭和24年6月に教育刷新審議会と改称)は、1946年

(昭和21)8月10日勅令第373号によって設置され、内閣総理大臣の所轄に属し、1952年(昭和27)6月6日に廃止されるまで、占領下の教育改革を推進した審議会である。当初、教育刷新委員会委員候補者としてノミネートされたのは、43名であり、うち36名と、それ以外に2名の合計38名が8月10日に任命されている。その後、議会の要望により貴族院・衆議院から10名が追加されるなどし、最終的に1946年(昭和21)11月15日の時点では49人となった。47年(昭和22)12月には、要求の末、教職員組合代表が1名加わった。

この委員会には21の特別委員会を設けられた。その中の第1特別委員会は、教育の根本理念を検討確立することなどとともに、教育勅語について考究することを任務とした。この委員会は、第1次米国教育使節団への協力を目的に、GHQの指令によって作られた日本側教育家委員会が、発展的に解消され、第1次米国教育使節団報告書の趣旨のもとに、日本側の主体的な教育改革構想の立案を行うことを目的としていた。設立当初の主な委員名を掲げれば、以下の通りである。(+印は、第1次米国教育使節団に協力した日本側教育家委員であった人物)

委員長 安倍能成(国立博物館長・前文部大臣)  
委員 +南原繁(東京帝国大学総長)  
芦田均(衆議院議員)  
高橋誠一郎(慶應義塾大学総長代理)  
羽溪了諦(龍谷大学長)  
+天野貞祐(第一高等学校長)  
+務台理作(東京文理科大学長兼東京高等師範学校長)  
森戸辰男(衆議院議員)  
+戸田貞三(東京帝国大学文学部教授)

関口鯉吉(東京天文台長)  
島田孝一(早稲田大学総長)  
+小宮豊隆(東京音楽学校長)  
河合道(東京恵泉女子学園長)

教育刷新委員会は、審議開始と同時に「教育の基礎理念」の検討から着手した。今後の改革を主導する「教育の基礎理念」の討議は、「教育勅語」の問題について第一特別委員会(同委員会主査羽溪了諦、天野貞祐・森戸辰男など7名)を中心に検討が進められた。

「教育勅語」の評価をめぐる委員の見解は、ほぼ二分された。従来から「教育勅語」擁護論に立ったのは芦田・天野・羽溪らであり、これに対して、「教育勅語」に批判的な論者は森戸と務らであるといわれてきた。そこで、教育勅語が否定された根拠を鮮明にするために、教育勅語批判の代表者森戸辰男<sup>\*</sup>の意見をめぐる論争を中心に教育勅語問題を考察していくこととする。

\*森戸辰男(1888~1984)

大正~昭和期の経済学者。1944年(昭和19)、東京帝国大学経済学部の機関誌「経済学研究」創刊号に、ロシアの無政府主義理論家クロポトキンをあつかった論文「クロポトキンの社会思想の研究」を発表した。この論文に対し、学生の右翼団体興国同志会とその指導者上杉慎吉教授らが、これは研究論文ではなく、アナキズムの宣伝だと主張し問題化。大学当局と文部省は、森戸に謝罪と辞職をもとめたがこれを拒否したため、1945年(昭和20)1月10日、経済学部教授会は森戸の休職を決議した。森戸と編集責任者の大内兵衛は起訴され、森戸は大学を辞職した。(森戸事件)。

第2次世界大戦後は日本社会党の結成に参加。46年(昭和21)、衆議院選挙に立候補して当選、以降3回の当選を果たす。片山哲内閣、芦田均内閣では文相をつとめた。50(昭和25)~63年(昭和38)に広島大学学長。一方、通算18年間にわたり、文相の諮

問機関中央教育審議会の委員、会長をつとめ、1966年(昭和41)「期待される人間像」を答申するなど社会的な話題も呼んだ。著書に「思想と闘争」「平和革命の条件」「社会主义思想史」などがある。

第2回総会で森戸は、教育刷新委員会の役割は、現場教員が迷わないような新しい教育の指導精神を明らかにすることがその使命であるとし、具体的に次のように述べている。

従来の意味での国体は非常な変革を蒙った、根本的な変革を蒙ったということが、教育者に伝わって居らぬということです。是は是非共私は教学当局の方ではっきりと伝えて戴きたい。それからもう一つは、教育勅語の問題であります。尤も勅語の問題は、議会でも実は私田中文相に質問したのでありますけれども、どうもはっきりして居ないので、従って教育者の方でも此の点がどうもはっきりした感じを持って居らぬのであります。教育勅語にある所の徳目の問題じゃなく、教育勅語を貫いて居る精神というものが、私は民主主義精神と相容れないものがあるのではないか。殊に新しい日本の政体に相容れない徳目は別として、根本の精神、其の点をはっきりさせないと、日本の教育者は適従に迷う所がある。<sup>9)</sup>

(傍点引用者)

以上のように森戸は、教育勅語の徳目の問題の是非を問わず、なによりもその根本精神が民主主義精神と相容れないことを指摘した。

第3回総会は、「教育根本法」の説明と教育の理念に関して論議され、そこで森戸は次のように主張している。

教育勅語の精神を見ますと、封建社会が一つのイデーとしてその後ろに盛られて居ることは明らかであります。従ってこれに対する

新しい教育理念としては、単に抽象的に、誰でも尤もな概念を並べる以外に、それを統合した一つの社会的イデーというものが現されなければならぬではないか。<sup>10)</sup>

このように、森戸が教育勅語は封建道徳であるという意見を展開した第3回総会の席で、当時最大の問題であった教育勅語の取り扱いと教育理念に関する第1特別委員会(教育の基本理念に関する事項—教育基本法構想の検討)の委員が選出された。森戸はこの時指名されて委員となった。他の委員は、羽溪了諦、芦田均、天野貞祐、務台理作、関口鯉吉、島田孝一、河井道である。

こうして成立した第1特別委員会において、羽溪了諦主査が冒頭の挨拶を切り出した直後、森戸は、「憲法が出来て公布になると、教育勅語が何とか決まらないと困ると思いますね。」<sup>11)</sup>と発言した。

このように述べた後、森戸は第1特別委員会で、教育勅語をどう処理するかという問題について、積極的に議論を展開している。

さらに、議論の早い時点で森戸は、「教育勅語は憲法と略々同時代に出て憲法を教理として居る。片方の憲法を変えて、之を其の儘残すということは、どうしても矛盾であって、是は、はつきりした態度を執らなければならぬ」<sup>12)</sup>と言いつつも、「新しい勅語をお願いするというような、最も一つのよい考えだと思いますが、あの時代と今とはちょっと違って居りまして、そういうことは矢張りむずかしいのではないかという気がいたします。」<sup>13)</sup>と述べた。

新教育勅語の奏請は難しいと述べてはいるが、新しい教育勅語の発布というユニークな考え方を会議の場に提供した責任者は森戸であったことになる。皇室の権威に拠らねば新教育の萌芽はおぼつかないとするこの発言は、森戸が教育勅語批判論者の急先鋒という評価を受け

ている見解が誤解に過ぎないと考えられる。

この発言に勢いづいたかのようにして教育勅語擁護派といわれる芦田均は、新勅語を想定しつつ、憲法発布の時の勅語で理念を示してはどうかという考えを提示した。森戸は、新勅語を想定するのはひとつの考え方であるといい、芦田の説を容認した上で次のように述べている。

新しい時代に当たっては、新しい教育の精神に依らなければならぬ、其の教育の精神は新しい国柄に基づかなければならぬということを勅語の中に言って戴けば、そうすれば従来の教育勅語が善いとか悪いとか言うことは無くなつて、新しいものに拠らなければならぬということになると、私は一番なだらかではあるまいが。是が外の人があれば間違つて居るということでやめたら、拙いと思います。<sup>14)</sup>

森戸は、新しい教育理念の創造を勅語による国民への呼びかけによって開始することを願い、時代に合わなくなつた「教育勅語」の理念を、外部勢力によって否定されることを警戒したわけである。

その後、山崎文部次官が、やはり新勅語が必要かと問えば、ただちに芦田は「先ほど森戸君の言われたように、今後なるべく従来のような形は止めて、近く憲法公布の時に賜る詔勅、それを従来教育勅語を奉読して居ったように読んで聽かせるということでは委員会の任務は尽くしておりますぬか。」<sup>15)</sup>と述べた。

ここまで互いに認め合う議論展開が進んでくると、今日、教育勅語擁護派といわてている保守派の芦田均と、勅語否定派のリベラリストの森戸辰男の対立説は、虚像であったといわざるを得ない。これを受け、森戸は次のように述べている。

陛下の御勅語という形で出れば、そして具体的のことは大臣その他委嘱したもの等で一つの方針が決まるということの方が、批判をされても無理が無いし、つまり象徴の権威を傷つけるということもないし、それから新しい時代にも即するというようなことから、そういう形で行った方がどちらにも宜しいのではないかと思うのですが、皇室の為にも其の方が宜しい。<sup>16)</sup>

大臣などによる国民の代表とされる人々の意見を総合した勅語を作ることが、国民のためになり、ひいては皇室のためとなるという意見である。

このような森戸の考え方は後に、1948年(昭和23)の第二国会で教育勅語は失効されたときにも生きてくる。このときの文部大臣は森戸であった。勅語の廃止はその時、突如介入を開始したGS(GHQ民生局)の圧力によるものであった。CIEとの対立による権力闘争の結果であったという。<sup>17)</sup>

「教育勅語の失効・排除決議」を国会の場で行うことは、アメリカ側の露骨な圧力による公文書開示の始まった今日まで、国民に悟らせらず、かろうじて教育勅語廃止は日本側の独自性であることを強調してきた。このことは、当時の日本の教育に関する最高責任者であった森戸と、教育勅語に関しては教育刷新委員会と同一歩調をとっていたCIEの抵抗による結果であったと考える。<sup>18)</sup>

第1特別委員会の第1回の会議では、式典では教育勅語を読ませないという方針を探ることで意見が一致した。

新教育勅語の渙発問題と、憲法発布のときの御勅語の問題は、第2回の会議に持ち越された。第1回の会議の終末、森戸は文部省として教育勅語が悪いから廃止するというようなことは

言ってはいけないと主張した。さらに、憲法発布のときに新しい憲法の精神に則った教育が行われるべきであるという勅語限定で出すべきであると主張した。第2回会議には、第1回の会議を欠席した天野貞祐と河合道が加わった。

さて、第2回で論議のテーマである教育勅語の存廃問題に関して各委員とも、廃止にまで踏み込みたくない気持ちでの発言が繰り返され、新勅語を奏請しないが、教育勅語の廃止もせず、神格化しない方向に収斂する。しかし、神格化しない勅語は出ないにしても、教育に関する式典の際に天皇が勅語を出すようなことについてどうするかに議論が移り、羽溪主査は、「新憲法公布の際、教育者に賜る勅語の中に教育に関する思召を附け加えて戴く」<sup>19)</sup>とまとめるにいたった。

この過程で森戸は、羽溪がとりまとめた後次のように語っている。

其の点については、寧ろ重要な点は国会が決定しなければならん。御勅語で決定せられるべきものではない。(中略)だから若し御勅語を憲法発布の時に仰ぐとすれば、新憲法の精神に副うてやるべきであるということを仰せられることが妥当であって、内容的に色々指示されるということは、どうかと思います。<sup>20)</sup>

ここにいたり、芦田均が森戸に初めて反論する。芦田は、憲法前文が非常に分かり難く、翻訳的であることを指摘した上で、「洗練された言葉で、あの精神が世の中に出るということは、わたしは教育としては、効果的な方法じゃないか、そういう風に思うのです。」<sup>21)</sup>と論じている。

ここに至り、論争が成立するかと思う矢先に、森戸は芦田の説に賛意を示している。森戸は、教育の根本理念を2、3人の人物が勝手に作っ

て、議会で討議することもしないで国民に示すことがいけないのであると言った。

ここで、天野貞祐が、教育勅語の徳目は古今に通じていると発言した。この教育勅語賛美論にさえ森戸は否定せずに、教育勅語の内容を批判されることは、天皇にとってつらいことであるから、むしろ新しい方向に教育が向かうべきこと、新しい目標を示すことが、円満解決の手段であると述べた。森戸のこの発言に対して芦田は次のように論じた。その議論のやり取りは、以下のようにあった。

○芦田委員 もう一つ教育勅語というものを、普通余りに狭く解し過ぎて居るようだ。教育というものは、何も学校教育に限ったものではなくて、学校教育以外にも目的を持って居る。将来でも今日でも、何でも彼でも、教育勅語をあの儘守って行けば宜いのだというのではないが、教育勅語というものの範囲が非常に狭く解されて居るのだから、一つそういうことでない、寧ろ今度辺り御勅語の中に教育という文字が出るならば、それは從来のような学校教育というような意味でない、國民全体の心構えという風に書いて戴きたい。将来そういうことが繰返されて、学校教育だけの教育だという考え方を持たせることは非常に害があるから、そういう点は、今後若し教育に関して勅語というような問題が出る時は、もっと広い意味に解する。河井先生も御承知でしょうが、アメリカなどで言うて居るエデュケーションという字は必ずしも学校に捉われない意味ですが、そういう意味に解して貰いたいと思います。

○関口委員 同感です。教育というものは広い知識の有らゆる部面に亘って行くものですから……。

○天野委員 今の勅語と言って見た所で、首長として天皇が出されることは、國民が自分で

出すのと同じことである。天皇がそう仰せられれば、國民もそういう心構えでやって行こうということで宜くはないかと思います。<sup>22)</sup>

ここで注目できることは、教育勅語擁護派の急先鋒と目されるがちな天野貞祐が、新しい勅語が出されるにしても、それは國民の意見の総意であるべきだといい、森戸の考えとほぼ同一線上に立っていることである。

会議の後半、1946年(昭和21)10月8日、文部次官通達秘第3号「勅語及び詔書等の取扱について」の原案の「式日等に於て從来教育勅語を捧読することを慣例としたが、今後は之を要しない」<sup>23)</sup>という指令が、教育刷新委員会の審議を飛び越えて、直接に各学校に通達したいという考えが司令部にあることを山崎文部次官が告げた。この発言に対し、最初に異を唱えたのは森戸であった。それでは表現が弱すぎて、唯一の教育資料であるかの印象を与えないかと繰り返し疑問を提示している。森戸の意見に芦田均、山崎文部次官、天野貞祐が、これにこぞって反論した。

山崎は、強い表現で勅語捧読を禁止しては、森戸が恐れる教育勅語の内容否定論を呼び起しきしかねないという意見を述べ、芦田は憲法發布前、教育勅語と憲法の関連性を確認できない状態で勅語捧読のみを禁止することへの疑問を呈した。最後に天野貞祐は明快な意見を「要しないと言えば、読まないと思います。読むのはどうかして居る。」<sup>24)</sup>と述べた。

占領軍の意見に過剰に反発し、皇室権威を損ねることを委員のだれより憂える森戸辰男は、真に際だった教育勅語否定論者であったといえるのであろうか。なぜならば委員の誰もが、教育勅語はそれ自体の意義は認めつつも、時代に合わなくなっていることを確信していたのである。

こうして、第2回会議の結果、挙手者多数で教育勅語に類するような勅語を奏しないことが決まり、憲法発布の時の勅語の中に教育問題を盛り込むことについては、森戸の一聲「それは詳しいものでなくて、憲法の精神に依るということです…。」<sup>25)</sup>に対する「異議なし】の呼び声で決定した。森戸は、自分が提唱した新勅語奏請の可能性を会議の最後の一瞬にかけてまで残しておくことに努めたことがわかる。

森戸は、新教育勅語制定論者であったわけである。ただし、その勅語は1回限りのもので、その後は、国民自身が考えていくべきものであるという考えであった。新教育創造のための力は、天皇によってしか呼び起こすことができず、だからこそ皇室権限を教育勅語廃止によって傷つけてはいけないという森戸独自の見解を教育刷新委員として終始一貫して強く本気で訴えかけていた。

文部大臣として森戸は、片山哲(社会・民主・国協)三党連立内閣期の1947年(昭和22)6月1日から、翌23年3月10日の芦田均(民主党)内閣成立後も大臣を務め、同年10月15日にまでの1年4ヶ月にわたる。占領期の文部大臣としては、吉田茂に請われて入閣した天野貞祐の2年3ヶ月(昭和25年5月6日～27年8月12日)に次いで長く、教育基本法・学校教育法の制定を担った田中耕太郎の8ヶ月余(昭和21年5月22日～22年1月31日)をしのぐ。

森戸文相期に行われた主な教育改革・施策は、新制高校の発足(1948年【昭和23】4月)、視学制度の廃止(1947年【昭和22】11月)、教育委員会法制定(1948年【昭和23】7月)、大学設置委員会の設置(1948年【昭和23】1月)、12公私立大学の認可(1947年【昭和22】4月)、新制国立大学の準備(1948年【昭和23】6月)など多岐に上る。

教育勅語が、外国の力や文部省によって価値判断され、否定されることを何よりも警戒した

森戸辰男は、文部大臣として議会の議論によって国民総意のもとで教育勅語を廃止した。そこには、教育勅語の内容への吟味を論ずる時間はなかった。よって教育勅語の内容価値を判断するべきであったという意見が今日にいたるまでつづく原点となつた。

しかしながら教育刷新委員として、教育の根本理念にふみこむような勅語の制定に反対する森戸の意見には、委員全員が同意し、この問題にも決着が付いていた。森戸のスタンスは、一貫して象徴天皇制の原理を適用し、教育理念の問題を処理しようとするものであったが、これは特別委員会の他の委員の中で特に際立った意見ではなく、むしろ最初から、各委員の考え方は、それほど距離感がなかったということになる。

以上のことから、教育刷新委員会「特別委員会」の議論は、国民主権を前提とした教育に理解を示しながら、教育勅語の価値の擁護も図ると言った構造になっており、それは、リベラリストと目された森戸が積極的に論じたことであり、第1特別委員会の玉虫色の決着を形成する推進者であったといえる。

### おわりに

1947年(昭和22)3月に教育基本法が成立した後にも、教育勅語の地位は不明瞭なままであった。しかし、GHQ民政局の国会課長J. ウィリアムズが衆参両院の文教委員長を呼び出し、国会で教育勅語の廃止決議を行うよう指示を与え<sup>26)</sup>、結果的に1948年(昭和23)6月19日に衆議院、参議院でそれぞれ教育勅語を排除ないし失効とする決議がなされた。

この決議採択の際、衆議院本会議で、森戸辰男文部大臣は「教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その基調において新憲法の精神に合致しがたいものであることは明らかであります。」<sup>27)</sup>と、教育勅語に

に対する厳しい決意を述べている。

この森戸の言葉は、「教刷委はその内部に実は教育勅語肯定論者を多く抱えながらも、公的には教育勅語否定の観点から教育基本法構想の審議決定を行った」<sup>28)</sup>と言う後世の評価を生む遠因になり、さらに教育勅語を残すことを前提に教育基本法が成立した事実はその後、教育基本法に道徳教育の理念が欠けているという論拠を後世に呼び起こすこととなったのである。

## 註

- 1) 貝塚茂樹監修『戦後道徳教育文献資料集 第1期 解説・解題』日本図書センター、2003年、7頁。
- 2) 同上書、4頁。
- 3) 中野光・藤田昌士『史料 道徳教育』総合労働研究所、1982年、134頁。
- 4) 同上書、135頁。
- 5) 同上書、138頁。
- 6) 同上書、140頁。
- 7) 同上書、141頁。
- 8) 同上書、141頁。
- 9) 貝塚茂樹監修『戦後道徳教育文献資料集 第1期 第4巻』日本図書センター、2003年、24頁。
- 10) 同上書、44頁。
- 11) 同上書、77頁。
- 12) 同上書、80頁。
- 13) 同上書、80頁。
- 14) 同上書、81頁。
- 15) 同上書、85頁。
- 16) 同上書、86頁。
- 17) 貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』2001年、日本図書センター、200頁。
- 18) 同上書、169頁。
- 19) 同上書、118頁。
- 20) 貝塚茂樹監修『戦後道徳教育文献資料集 第1期 第4巻』日本図書センター、2003年、118頁～119頁。
- 21) 同上書、121頁。
- 22) 同上書、126頁～127頁。
- 23) 同上書、136頁。
- 24) 同上書、138頁。
- 25) 同上書、140頁。
- 26) 『毎日新聞朝刊』2006年、4月15日。
- 27) 鈴木英一「戦後教育改革の立法者意思」(『法と教育』) 学陽書房、1972年、265頁。
- 28) 貝塚茂樹『戦後教育のなかの道徳・宗教』文化書房博文社、2003年、95頁。